

品川区特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

制定 令和6年9月30日 区長決定 要綱第308号
改正 令和8年4月 1日 区長決定 要綱第204号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条、第38条および第50条の規定に基づき実施する、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者および法第30条の20第1項特定乳児等通園支援事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対して行う指導および監査について、基本的事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法等において使用する用語の例による。

(指導および監査の目的)

第3条 指導は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条および法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者(以下「設置者等」という。)の責務、「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」(平成26年品川区条例第25号)および「品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」(令和8年3月30日条例第14号)(以下これらを「確認基準」という。)、
「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)、「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準」(令和8年こども家庭庁告示第8号)および「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について」(こ成保第250号令和8年4月1日付けこども家庭庁成育局長通知)等(以下これら条例および告示等を合わせて「確認基準等」という。)に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育および特定乳児等通園支援(以下「特定教育・保育等」という。)の提供および施設・事業所の運営に関する基準ならびに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不

正の防止を図るために実施する。

- 2 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条および第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合または施設型給付費等の請求について不正もしくは著しい不当(以下「違反疑義等」という。)が疑われる場合ならびに第10条の規定に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(指導および監査の対象)

第4条 この要綱に基づく指導および監査の対象は次に掲げる特定教育・保育施設等とする。

(1) 特定教育・保育施設

- ア 幼保連携型認定こども園
- イ 幼稚園型認定こども園
- ウ 保育所型認定こども園
- エ 地方裁量型認定こども園
- オ 幼稚園(新制度移行園)
- カ 保育所

(2) 特定地域型保育事業者

- ア 家庭的保育事業
- イ 小規模保育事業
- ウ 事業所内保育事業
- エ 居宅訪問型保育事業

(3) 特定乳児等通園支援事業者

(指導基準)

第5条 区長は、確認基準等、関係法令等を集約した基準を別に定め、その基準における評価区分は、別表「評価区分」に沿って定める。

(指導の形態)

第6条 指導の形態は次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

特定教育・保育施設等に対して、確認基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。もしくは、その内容について動画を作成し、インターネット上で公表し視聴させる等をとおして行うことができる。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、確認基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。ただし、特定地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業の実地指導は、現に従事する保育現場とは別の場所で行うことができる。

(指導対象の選定)

第7条 指導は第4条各号に掲げる全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の各号に掲げる基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施するものとし、実施頻度については、特定教育・保育施設等の確認基準等の遵守状況、集団指導の状況、区が行う認可等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

イ アのほか、特に区長が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

ウ イの実地指導について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一般指導検査と同時に実地指導を行う場合は、原則として当該検査の実施周期に合わせるものとする。

(指導の方法等)

第8条 指導の方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

区長は、指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容、過去の指導事例等について講習等の方式で

行う。この場合において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

区長は、指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。ただし、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって行うことができる。なお、日時については、施設側の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

- (ア) 実地指導の根拠規定および目的
- (イ) 実地指導の日時および場所
- (ウ) 実地指導を行う区の担当者
- (エ) 準備すべき書類等

イ 実施方法

実地指導は、確認基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

職員数等の充足状況の確認に際しては、各職員の当該特定教育・保育施設等の専任または他の施設等との兼務の状況を把握し、その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地を把握するとともに、当該他の施設等での勤務の実態を把握すること。その際、当該職員の現認や出勤簿の確認等を行うほか、兼務する他の施設等の所在地が他の区市町村である場合には、当該他の区市町村と情報共有を図ること。

同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、都および区の各担当部局が連携し、当該事業者の情報を把握し運営状況等を共有するとともに、可能な限り合同で指導を実施すること。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

区長は、ウの規定により指導した事項については、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

2 幼稚園等に対する指導を行うにあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 私立幼稚園に対する指導（特に教育内容に関するもの）を行うにあたっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重すると

ともに、教育委員会とも十分に連携して対応する。

- (2) 幼稚園または認定こども園の設置者が、当該幼稚園または認定こども園の運営に係る会計について公認会計士または監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、区の指導の対象としないことができる。

（集団指導および実地指導の方式）

第9条 区長は、天災その他やむを得ない事由により集団指導および実地指導を行うことが著しく困難または不適當と認められる場合（感染症が長期にわたって流行している状況などをいう。）には、実地によらない方法で実施することができる。この場合において、書面により確認するとともに、テレビ会議または電話による確認を組み合わせ実施する。また、実地による指導となるべく同様の確認ができるよう、実地による指導で確認していたものと同じ書類を確認する、特定教育・保育施設等の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設、設備等の写真または目視に代わって指導項目を確認するための書類提出を求める等により指導を行い、その上で、実地によらない指導で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による指導に切り替える。

（監査への変更）

第10条 区長は、実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を行うものとする。

- (1) 著しい確認基準等の違反等が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小
学校就学前子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断し
た場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正または著しい不当が認められる場合

（監査対象の選定）

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、または違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

- (2) 実地指導において確認した情報

ア 法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った特定教育・保育施設等につ

いて確認した違反疑義等に関する情報

イ 正当な理由なく、実地指導を受けることを拒否

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生または児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第12条 監査の実施方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 報告等

区長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条および第50条の規定に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または関係者に対して質問し、もしくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 監査結果の通知等

区長は、監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

2 幼稚園等に対する監査を行うにあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 私立幼稚園に対する監査（特に教育内容に関するもの）を行うにあたっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重するとともに、教育委員会とも十分に連携して対応する。

(行政上の措置等)

第13条 区長は、監査において勧告等対象事由または違反疑義等を認めたときは、法第39条、第40条、第51および第52条の規定により、次の行政上の措置等を機動的に行うものとする

(1) 勧告

ア 特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項および第51条第1項に定める確認基準等の違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

イ 当該特定・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書によ

り改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

ア 特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

ウ 当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(3) 確認の取消し等

ア 確認基準等の違反等の内容が、第40条第1項各号および第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

イ 確認の取消し等をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（聴聞・弁明の機会の付与）

第14条 区長は、監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令または確認の取消し等の処分（以下この条において「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（不正利得の徴収）

第15条 区長は、勧告、命令または確認の取消し等（以下この条において「勧告等」という。）を行った場合において、当該勧告等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部または一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

2 区長は、第13条の規定により命令または確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

（関係機関への情報提供）

第16条 区長は、監査の結果、事案の性質に応じ、同一法人が有する特定教育・保育施設等が所在する市区町村および法人本部が所在する都道府県に適切に情報提供を行う。

2 国および東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等に対する監査の実施に当たっては、国および東京都と必要な連携および情報提供を行う。

(重大事故の確認等)

第17条 区長は、特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生し、重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止策についての対応状況等を確認するとともに、検証結果を今後の指導監督に反映する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 評価区分（第5条関係）

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。